

定 款

新 冠 町 商 工 会

新冠町商工会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本商工会は、新冠町商工会と称する。

(地 区)

第3条 本商工会の地区は、設立認可の日における新冠町の区域とする。

2 本商工会の地区たる市町村について、境界変更又は未所屬地域の編入があったときは、前項の規定にかかわらず、地区はその境界変更又は未所屬地域の編入後の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本商工会は、事務所を北海道新冠郡新冠町に置く。

(原 則)

第5条 本商工会は、営利を目的としない。

2 本商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

3 本商工会は、これを特定の政党のために利用しない。

(公告の方法)

第6条 本商工会の公告は、本商工会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、北海道新聞又は電磁的方法であつて附則に定める方法により掲載して行うものとする。

(規 約)

第7条 この定款で定めるもののほか、本商工会の業務の執行について必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

2 本商工会は、規約を設定したときは、遅滞なく、これを新冠町長に届け出るものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第8条 本商工会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。

(2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 北海道商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (11) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第9条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第44条に定める青年部の部長若しくは副部長又は第49条に定める女性部の部長若しくは副部長とする。ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

- (1) 本商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者。
- (2) 本商工会の地区内に営業所等を有する次の法人及び団体。
 - ① 相互会社及び信用金庫
 - ② 公社及び中小企業等協同組合
 - ③ 法人会及び青色申告会
 - ④ 商店会及びスタンプ会等の商工団体
 - ⑤ 特定非営利活動法人
 - ⑥ 医療法人、社会福祉法人、学校法人及び宗教法人
 - ⑦ 社団法人、財団法人及び中間法人
- (3) 本商工会の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人。

- ① 医師及び歯科医師
- ② 助産師

2 前項の規定にかかわらず暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当するもの及び反社会的勢力に関与するものは会員たる資格を有しない。

(加 入)

第10条 本商工会の会員たる資格を有する者は、総会の議決を経て別に定める加入手続により、本商

工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

- 2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
- 3 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、その通知を受けた時に、本商工会の会員となる。
- 5 前項の規定により通知を受けた者は、所定の会費を納入しなければならない。

(議 決 権)

第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。

- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって、議決権を行使することができる。ただし、代理人はその会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員でなければならない。
- 3 会員は、前項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって附則に定めるものをいう。以下同じ。）により行使することができる。
- 4 前二項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 5 代理人は、5人以上の会員を代理することができない。
- 5 第2項の代理人は、議決権を行使する前にその代理権を証する書面を本商工会に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(会 費)

第12条 会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費の金額及びその払込みの方法は、総会の議決を経て別に定める。

(過 怠 金)

第13条 本商工会は、会費の納入その他会員たるの業務を怠った会員に対して、理事会の議決を経て、過怠金を課することができる。

- 2 前項の過怠金の金額、その他過怠金の賦課に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定めるものとする。

(会員権の停止)

第14条 本商工会は、会費の滞納が6月以上におよぶ会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、総会の議決を経て、その会員たるの権利の全部又は一部の行使を停止することができる。この場合には、その会員に対して、その総会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

第15条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終りにおいて本商工会を脱退することができる。

2 会員は、次の場合には、脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡し、又は解散した場合
- (3) 除名された場合

(除 名)

第16条 本商工会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決によって除名することができる。この場合には、その会員に対して、その総会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 6月以上にわたって会費の納入その他会員たる業務を怠った会員
- (2) 本商工会の体面を傷つけ、又は本商工会の目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 第9条第2項に規定するもの

2 第14条第2項の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名された者は、除名された日から2年間は本商工会の会員となることができない。

(届 出)

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を本商工会に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 事業の廃止、地区内において有する営業所、事務所、工場又は事業場の閉鎖その他会員たる資格の喪失を来すべき事実があったとき。

(特別会員)

第18条 会員たる資格を有しない者であっても、本商工会の趣旨に賛同する者は、本商工会の特別会員となることができる。

2 第10条(加入)及び第12条から第17条まで(会費、過怠金、会員権の停止、脱退、除名、届出)の規定は、特別会員について準用する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第19条 本商工会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 14人
- (4) 監 事 2人

2 役員は、会員又は会員たる法人の役職員でなければならない。ただし理事は、1人以内に限り、会員又は会員たる法人の役職員でない者をもって充てることができる。

(役員の職務)

第20条 会長は、本商工会を代表し、本商工会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順位により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、本商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の忠実義務)

第21条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本商工会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の任免)

第22条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

- 2 役員の選任又は解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知した総会においてのみすることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、役員の選任及び解任に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
 - (1) 精神の機能の障害により役員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権をえない者
 - (3) 未成年者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの。
 - (5) 第9条第2項に該当するもの。
- 5 監事は、会長、副会長、理事又は本商工会の職員を兼ねてはならない。

(役員の任期)

第23条 役員の任期は、3年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表権の制限)

第24条 本商工会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本商工会を代表する。

(役員の報酬)

第25条 役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会の議決により、慰労金又は常勤の役員に対する報酬を支給することができる。

第 5 章 顧 問

(顧 問)

第26条 本商工会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本商工会の目的達成のために必要な学識経験のある者のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、本商工会の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 第22条（役員の任期）の規定は、顧問について準用する。

第 6 章 総会及び理事会

第1節 総 会

(総会の招集)

第27条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時総会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。
- 4 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。
- 6 前項前段の電磁的方法（附則に定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時をもって当該会長に到達したものとみなす。
- 7 前項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、第1項の規定にかかわらず、新冠町長の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。
- 8 総会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、各会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総会の決議事項)

第28条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(総会の議事等)

第29条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 総会の議事は、第4項ただし書及び第30条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、出席者の互選によって定める。
- 4 総会においては、第27条第6項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 5 総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第27条第6項の規定は適用しない。

(特別の議決)

第30条 次の事項は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 会員の除名

(議 事 録)

第31条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 総会が開催された日時及び場所
 - (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 監事の監査結果についての報告内容の概要
 - (4) 総会に出席した会長、副会長、理事又は監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った役員の氏名

第2節 理 事 会

(理 事 会)

第32条 本商工会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長及び理事の全員をもって組織する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の招集は、各役員（監事を除く。以下本条において同じ。）に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

- 5 理事会の議長は、会長をもってあてる。
- 6 会長に事故があるとき又は欠員のときは、第20条の規定により会長の職務を代理し又は代行する者が議長となる。
- 7 理事会における各役員の議決権は、各々1個とする。

(理事会の決議事項)

第33条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他本商工会の業務の執行に関し重要な事項

(準用規定)

第34条 第29条第1項、第2項及び第4項及び第5項(総会の議事等)並びに第31条(ただし、第3項3号を除く)(議事録)の規定は、理事会について準用する。

第 7 章 部会及び委員会

第1節 部 会

(部 会)

第35条 本商工会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 商業部会
- (2) 工業部会

2 部会は本商工会の会員によって構成する。

(部会長及び副部会長)

第36条 部会に部会長1人及び副部会長2人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

(総会への報告)

第37条 部会長は、会務の状況を毎事業年度少なくとも1回総会に報告しなければならない。

(部会について必要な事項)

第38条 前3条に規定するもののほか、部会について必要な事項は総会の議決を経て別に定める。

第2節 委 員 会

(委 員 会)

第39条 本商工会にその目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

第40条 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 8 章 青年部及び女性部

第1節 青 年 部

(青 年 部)

第41条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

(青年部員の資格)

第42条 青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年令満45歳以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず第9条第2項に規定するものは青年部員になることができない。

(青年部の事業範囲)

第43条 青年部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関すること。
- (2) 調査研究活動に関すること。
- (3) 広報及び意見活動に関すること。
- (4) 地域活動に関すること。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(部長及び副部長)

第44条 青年部に部長1人及び副部長2人を置く。

2 部長及び副部長は、青年部において互選し、理事会の承認を得るものとする。

3 部長及び副部長は、商工会の会員になるものとする。

(青年部についての必要な事項)

第45条 前4条に規定するもののほか、加入手続きその他青年部についての必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第2節 女 性 部

(女 性 部)

第46条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な発達改善を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

(女性部員の資格)

第47条 女性部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員。以下この項について同じ。）若しくはその配偶者又は本商工会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であつて、女子とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定するものは女性部員となることができない。

(女性部の事業範囲)

第48条 女性部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関すること。
- (2) 広報及び意見活動に関すること。
- (3) 地域活動に関すること。
- (4) 生活改善活動に関すること。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(準用規定)

第49条 第44条（部長及び副部長）及び第45条（青年部について必要な事項）は女性部について準用する。

第 9 章 管 理

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第50条 会長は、定款及び規約を、並びに10年間総会の議事録を、本商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第51条 会長は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 会員は、いつでも、第1項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第52条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第 1 0 章 事 務 局

(事 務 局)

第53条 本商工会に事務局を置く。

(事務局及び職員)

第54条 事務局に事務局長 1 人のほか経営指導員その他の必要な職員を置く。

- 2 事務局長は会長の命を受け、事務を統轄する。
- 3 事務局職員は事務局長の指揮を受け、事務を処理する。
- 4 事務局長は、会長が任命する。

(経営指導員)

第55条 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 4 条第 1 項にいう経営改善普及事業に従事する。

- 2 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第 1 条第 1 項第 3 号に基づき経済産業大臣の定める資格を有する者のうち から、会長が任命する。
- 3 会長は、経営指導員を任命し、又はこれを免ずる場合には、あらかじめ北海道知事及び北海道経済産業局長の承認を得るものとする。

(事務局及び職員について必要な事項)

第56条 前 3 条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 1 1 章 会 計

(事 業 年 度)

第57条 本商工会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(収 入)

第58条 本商工会の経費は、会費、手数料、使用料その他の収入をもってあてる。

(手数料及び使用料)

第59条 本商工会は、施設等の使用又は事務の代行その他の事業の実施について、総会の議決を経て別に定めるところにより、手数料及び使用料を徴収する。

- 2 前項に掲げる手数料及び使用料については、その額が適正な原価に照らし公正妥当な範囲内であればならず、かつその徴収方法は、適正かつ明確なものでなければならない。

第 1 2 章 解散及び清算

(解 散)

第60条 本商工会は、次の場合には、解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 合併した場合（合併後存続する場合を除く）

(3) 破産手続開始の決定があった場合

(4) 設立の認可を取り消された場合

(清算人)

第61条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、総会において選任する。

(財産処分の方法)

第62条 清算人は、就任の日から6月以内に財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、新冠町長の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、新冠町長の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第63条 本商工会は、解散後であっても、総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第64条 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させるものとする。

附 則

(実施の時期)

1 この定款は、本商工会の成立の日から実施する。

(任期の特例)

2 設立当時の役員の任期は、第23条(役員の任期)の規定にかかわらず、昭和38年5月とする。

(事業年度の特例)

3 設立当時の事業年度は、第57条(事業年度)の規定にかかわらず、昭和37年1月21日に始まり、昭和37年3月31日に終わるものとする。

附 則

(実施の時期)

この定款の第23条(役員の任期)の改正は、定款変更認可の日(昭和52年3月1日)から実施する。

附 則

(実施の時期)

この定款の第8条(事業)の改正は、定款変更認可の日(昭和52年6月30日)から実施する。

附 則

(実施の時期)

この定款の第4条（事務所の所在地）の改正は、定款変更認可の日（昭和53年11月28日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の一部改正は、商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（昭和56年8月22日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第29条（総会等の議事等）・第50条（定款その他の書類の備付及び閲覧）の改正は、定款変更認可の日（昭和57年9月30日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第29条（議事録）の改正は定款変更認可の日（昭和63年1月26日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第29条（議事録）の改正は定款変更認可の日（平成2年7月16日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第55条（経営指導員）の改正は定款変更認可の日（平成6年7月12日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第19条（役員）の改正は定款変更認可の日（平成8年6月14日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第7条（規約）・第27条（総会の召集）及び第62条（財産処分の方法）の改正は定款変更認可の日（平成11年5月28日）から実施する。

附 則

（実施の時期）

この定款の第4条（事務所の所在地）・第9条（会員の資格）・第22条第4項（役員の任免）第8章名・第8章第2節名・第46条（女性部）・第47条（女性部員の資格）・第48条（女性部の事業範囲）及び第49条（準用規定）の改正は定款変更認可の日（平成12年5月17日）から実施する。

附 則

(実施の時期)

この定款の第55条（経営指導員）の改正は中央省庁改編通達の日（平成13年4月13日）から実施する。

附 則

この定款の第42条の改正は、平成16年5月25日（定款変更認可の日）より適用する。

附 則

この定款の第30条及び60条の変更は、定款変更認可の日（平成17年6月6日）より実施する。

附 則

この定款の第9条（2）（3）及び第60条（3）の変更は、定款変更認可の日（平成18年5月31日）から実施する。

附 則

この定款の第31条2. 3. 及び第34条の変更は、定款変更認可の日（平成19年5月29日）から実施する。

附 則

この定款の第5条4及び第11条4の変更は、定款変更認可の日（平成25年6月28日）から実施する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（平成26年6月3日）から実施する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（平成27年6月5日）から実施する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和元年5月29日）から実施する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和3年6月1日）から実施する。

附 則

この定款の一部改正は、定款変更認可の日（令和6年6月5日）から実施する。

この定款は、新冠町商工会定款の謄本に相違ありません。

令和 6 年 6 月 6 日

新冠町商工会

会長 中山 智 仁